

国見小学校いじめ防止基本方針

平成25年12月1日策定

令和7年 3月1日改定

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、いじめの防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定・平成25年）により、国見小学校に在籍するすべての児童等が、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止を目的に策定する。

(2) いじめ防止対策の基本理念

- ◇ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識を持って対策を推進する。
- ◇ 全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが「いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為」であることについて、児童の理解を深めることを旨として、対策を行う。
- ◇ これらの対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(3) いじめの定義

- ◇ いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
・・・いじめ防止対策推進法第二条

(4) いじめの認知

いじめに当たるか否かの判断に当たっては、次の点を踏まえる。

- ① 表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立つこと。
- ② いじめをうけた本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう、務めること。
- ③ 特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行うこと。
- ④ 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為（インターネット含む）を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ⑤ いじめられた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに謝罪し良好な関係を再構築できた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。
- ⑥ ただし、⑤のような場合であっても法が定義するいじめには該当する。該当事案を法第22条による学校いじめ対策組織へあげて、情報を共有すること。

(5) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

犯罪行為として取り扱われるべき事案、児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような通報が必要な事案については、教育的な配慮や被害者への配慮の上で、警察と連携した対応をとることが必要である。

上記のいじめの態様について児童が理解できるようにするため、本校では、発達段階に合わせた以下のような言葉を用いて説明し、いじめ防止の対策を講じることとする。

【 体への暴力 】

- ・ たたく
- ・ なぐる
- ・ ける
- ・ 押す
- ・ たおす
- ・ つねる
- ・ わざとぶつかる
- ・ 物をぶつける
- ・ けんかをけしかける
- ・ その他 体をきずつける行為

【 心への暴力 】

- ・ 冷やかす
- ・ からかう
- ・ 悪口を言う
- ・ あだ名で呼ぶ
- ・ おどす
- ・ 嫌がることを言う
- ・ 仲間はずれにする
- ・ 集団による無視をする
- ・ 金品をたかる・かくす
- ・ 持ち物を盗む・かくす・こわす・捨てる
- ・ 嫌なこと・恥ずかしいこと、危険なことをさせる
- ・ SNSでの悪口、書き込み、うわさ流しなど
- ・ その他 心を傷つける行為

(6) いじめの理解

- ① どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめと同様に、生命または身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(7) いじめの禁止

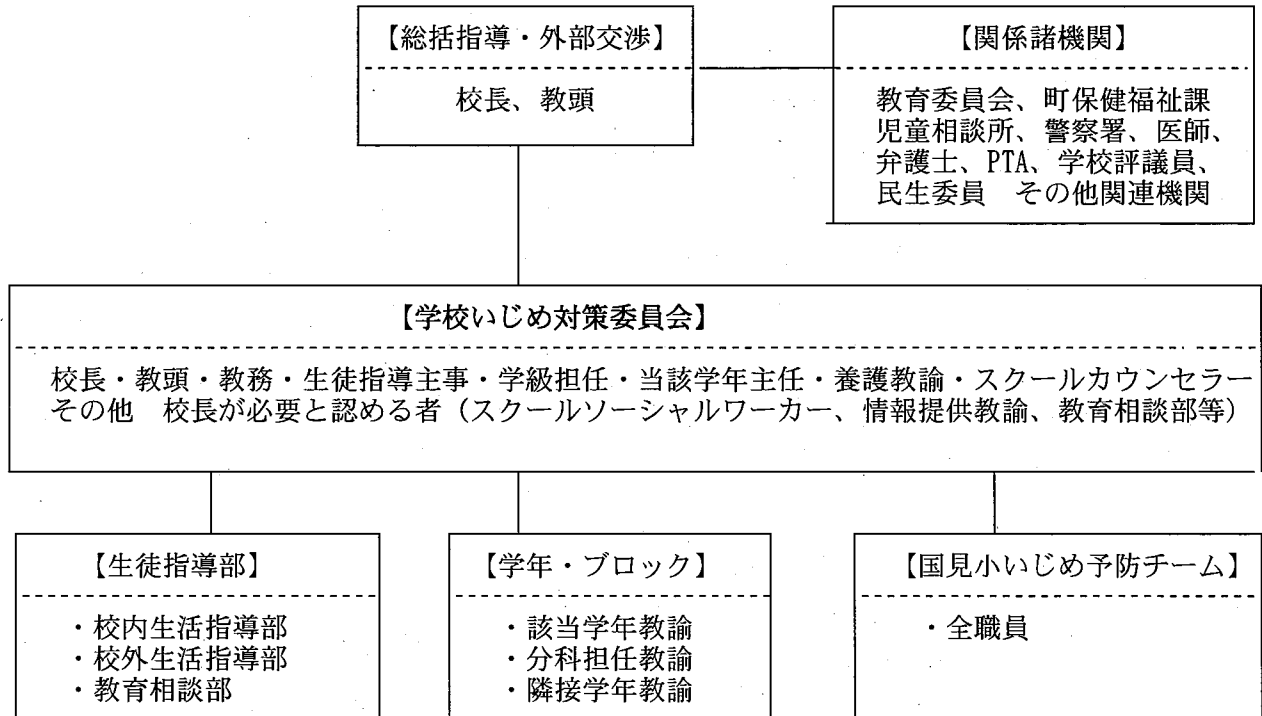
◇ 児童等は、いじめを行ってはならない。

・・・いじめ防止対策推進法第四条

2 いじめ対策委員会

(1) 組織

学校いじめ対策委員会は、いじめ対応に関する役割を担う。



(2) いじめ対策委員会の役割

- ① 基本方針に基づき、いじめ防止取組の中核を果たす。
- ② 具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善にあたる。
- ③ いじめの相談・通報の窓口として、中心的な役割を担う。
- ④ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめ問題の解決を指導、支援する。
 - ・ いじめの情報の迅速な把握
 - ・ 方針や指導体制の決定
 - ・ 全職員の共通理解
 - ・ 保護者との連携
 - ・ 継続的な指導支援の確認、再発防止
- ⑥ 重大事態発生の際に、調査・対策の母体組織として機能を果たす。

3 いじめの防止のための全校的な取組

(1) いじめに向かわない態度・能力の育成と環境づくりのために

- ① 「いじめとは何か」「どのような行為がいじめか」「いじめを行ってはならない」「いじめを傍観してはいけない」という児童自身の理解を深め、日常的に規範意識の向上を図る。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことを伝え、いじめを容認しない雰囲気为学校全体に醸成する。
- ③ いじめ対策委員会の構成員による講話や啓発活動を行うことにより、いじめ対策組織の存在や活動を児童に伝える。
- ④ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性や他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ⑤ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む。

- ⑥ 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり、居場所づくりに努める。
- ⑦ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。児童への個別の指導は、複数の教職員で行う。
- ⑧ いじめ問題に関する校内研修等を通じて、いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図る。

(2) いじめの早期発見のために

- ① 日頃から児童を見守り、児童と教職員、保護者と教職員の信頼関係の構築に努め、いじめの兆候を察知する。
- ② 児童のわずかなサインも把握できるよう、教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ③ 定期的なアンケート調査・分析や教育相談（個別面談）の実施等により、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- ④ 年間を通じて校内の定位置に「相談ボックス」を設置し、悩みや困りごとを相談できる手段の一つとして、児童に周知する。
- ⑤ いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ⑥ いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる問題であることを教職員は認識し、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知し、いじめの解決に努める。

(3) いじめに対する措置

- ① 学級担任等の特定の教員が抱え込まず、学校全体で組織的に対応する。校内でいじめ情報を耳にした教職員は、迅速に（当日中に）担任に伝える。
- ② いじめが発生した場合の連絡は以下のように行う。
 担任 → 教頭 → 校長 → いじめ対策委員会の緊急招集 → 全職員
 ↓ ↓ ↓
 生徒指導主事 関係機関との連携
 ↓
 当該学年教諭
- ③ いじめ対応の各段階は、以下の点に留意して正確かつ迅速に行う。※（ ）内は主な担当者

1 事実把握	○正確で偏りのない聴取、調査 （担任だけでなく当該学年教諭等と複数で聞き取る） ○被害者、加害者、傍観者、関係者、全体像の把握 ○情報共有のための簡易な書類作成（担任、聞き取り者）
2 方針決定	○目的、方針、指導体制の策定（いじめ対策委員会において） ○関係諸機関への連絡（校長）
3 情報共有	○保護者への連絡、説明（担任または管理職） ○全教職員での情報共有（臨時打合せ）
4 指導支援	○被害者に寄り添う支援（担任、SCなど）、被害児童保護者への支援 ○加害者のふり返りと反省、謝罪、融和、加害児童保護者への助言 ○学級、学校全体への指導（担任、学年主任、生徒指導主事、管理職）
5 継続支援	○きめ細やかな経過観察、アンケート、教育相談、個別面談（担任） ○再発防止のための取組（担任、学年、学校全体） ○当事者、保護者への継続支援（担任、学年、管理職）

- ④ 児童の個人情報について、取扱いに十分留意する。
- ⑤ 学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐため、外部相談機関を児童や保護者に周知する。
- ⑥ いじめを行う児童に対しては、個別の指導の他、状況によっては出席停止や警察との連携による措置も含め、被害者を守り加害者を更正させるための毅然とした措置を行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・・・いじめ防止対策法第二十八条

(2) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
 - ・ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。
 - ・この場合、その時点で学校がいじめの結果ではないあるいは重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
 - ・児童または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(3) 重大事態の報告

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

・・・いじめ防止対策推進法第三十条

(4) 調査の趣旨及び調査主体

校長は速やかに国見町教育委員会に事案発生の報告を行い、必要に応じて専門機関や警察等関係機関への通報を行い、支援を要請する。

- ① 調査主体：学校の設置者又は学校
- ② 調査を行うための組織：いじめ対策委員会
- ③ 校長は、いじめ対策委員会の構成員として、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ④ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。

(5) 調査の実施

- ① 調査の内容は、可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いつ、いつ頃から
- ・ 誰から
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童の人間関係の問題はどのようであったか
- ・ 学校、教職員の対応はどのようであったか

【 いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合 】

- ・ いじめられた児童への十分な聴き取り調査を行う。
※いじめられた児童を守ることを最優先とする。
- ・ 在籍児童や教職員への質問紙調査を行う。
※いじめられた生徒、情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。
※個別事案が質問により広く知られ、被害児童の学校復帰が阻害されることのないように配慮する。
- ・ いじめた側の児童の事情や心情聴取を行い、いじめ行為を止める。

【 いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合 】

- ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- ・ 在籍児童や教職員に対する質問紙調査を行う。

【 児童の自殺が起こった場合の調査 】

- ・ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針」に依る。

- ② 質問紙等のアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合がある旨を、調査対象となる在籍児童やその保護者に説明する等の措置が予必要である。
- ③ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接に目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ④ 調査を実りあるものにするため、学校は調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(6) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任がある。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。 ・ ・ ・ いじめ防止対策推進法第二十八条

- ② 事実関係等その他の必要な情報を、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ③ 適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。
- ④ 他の児童のプライバシー保護に配慮し、適切に提供する。
- ⑤ ただし、いたずらに個人情報保護を盾に、説明を怠ることがあってはならない。
- ⑥ 情報の提供の内容・方法・時期などについて、国見町教育委員会より必要な指導及び支援を受ける。